



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩原 梓郎
(コード番号 6706 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 湯沢 孝美
(TEL . 03 - 3216 - 1671)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 81 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1.定款変更の目的

取締役会の組織を柔軟化し、より機動的な運営を行うことを可能にするため、現行定款第 22 条（代表取締役及び役付取締役）、第 23 条（役付取締役の権限）及び第 24 条（取締役会の議長）その他条文番号について所要の変更を行なうものであります。

2.定款変更の内容

別紙参照願います。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 22 条(代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>会長 1 名、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 23 条(役付取締役の権限) <u>会長は、取締役会を主宰する。社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統理し、会長に事故があるときはこれを代行する。</u></p> <p><u>副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐して会社業務を分掌し、社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</u></p> <p>第 24 条(取締役会の議長) <u>取締役会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故があるときは、社長がこれに当り、会長及び社長ともに事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>第 25 条(取締役会の招集通知) (条文省略)</p> <p>第 26 条(取締役会の決議方法) (条文省略)</p>	<p>第 22 条(代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>社長 1 名を選定する。</u></p> <p>第 23 条(取締役会規程) <u>取締役会に関する事項は、法令及び定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(以下 1 条ずつ繰り上げ)</p> <p>第 24 条(取締役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p>第 25 条(取締役会の決議方法) (現行どおり)</p>

第 <u>27</u> 条（相談役） （条文省略）	第 <u>26</u> 条（相談役） （現行どおり）
第 <u>28</u> 条（取締役の報酬等） （条文省略）	第 <u>27</u> 条（取締役の報酬等） （現行どおり）
第 <u>28</u> 条の <u>2</u> （取締役の責任免除） （条文省略）	第 <u>28</u> 条（取締役の責任免除） （現行どおり）

以 上